

# 中小企業消費税軽減税率対策事業

平成30年度第2次補正予算案額 **560.6億円**

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 消費税軽減税率制度の実施に当たっては、小売業や卸売業等の中小企業・小規模事業者にとって、納税事務や商品管理における事務負担の増大が見込まれます。
- 消費税軽減税率制度を円滑に実施するため、制度への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応レジの導入や電子的受発注システムの改修等を行うことを支援しています。
- 平成27年度予備費により中小機構に造成された基金について、現在の補助金申請状況を踏まえて必要な積み増しを行います。

### 成果目標

- 消費税軽減税率制度の実施に向けた中小企業・小規模事業者の準備を支援し、消費税軽減税率制度の円滑な導入を図ります。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

### 1. 複数税率対応レジの導入等の支援

- 複数税率に対応するレジの新規導入や、既存レジの複数税率対応のための改修を支援します（レジには、POS機能のないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステムなどを含みます。）。
- レジの付属機器、商品マスタの設定費、レジの設置に要する経費等を補助対象とします。
- 既に補助金申請を行った事業者が、レジの設置時とは別に行う商品マスタの設定等の費用を補助対象とします。

### 2. 受発注システムの改修等の支援

- 電子的な受発注システム（EDI/EOS等）等を利用する事業者が、複数税率に対応するために必要となる機能の改修・入替を支援します。
- 電子的な受発注システムの改修とともに、区分記載請求書等保存方式に対応するために請求書管理機能の改修を行う場合の費用を補助対象とします。

### 3. 請求書作成システムの導入・改修等の支援

- 区分記載請求書等保存方式に対応するために必要となる請求書等の作成に係るシステムの開発・改修やパッケージ製品等の導入に要する経費を補助対象とします。

# 消費税軽減税率対策費補助金

## 中小の小売事業者等に対するレジの導入・システム改修等支援

- 消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方々が、**複数税率対応レジの導入や受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助。**

### 【小売段階の支援：A型】

＜複数税率対応レジの導入等支援＞

対象者：

複数税率に対応して区分経理等を行う必要がある中小の小売事業者等

補助率：原則 3 / 4

※ 3万円未満のレジ購入の場合 4 / 5 補助

補助上限：1台あたり20万円

※商品マスタの設定が必要な場合には上記にプラス20万円で上限40万円

### 【流通段階の支援：B型】

＜受発注システムの改修等支援＞

対象者：

軽減税率制度の導入に伴い電子的に受発注を行うシステムの改修等を行う必要がある中小の小売事業者、卸売事業者等

補助率：3 / 4

補助上限：1000万円（発注システム）  
150万円（受注システム）

※補助事業を超える分について、日本政策金融公庫等の低利融資が利用可能(特別利率③(基準金利-0.9%))

お問合せは以下の番号(※)まで  
0120-398-111 (通話料無料)

補助金の詳細は以下のURLをご覧ください。  
<http://kzt-hojo.jp/>

# 1 軽減税率対応レジの導入・改修の支援

## ポイント チェックしよう！

- 今使っているレジが複数税率に対応しているかレジメーカー等に確認する。
- 2019年9月30日までに導入・改修、支払いを完了し、2019年12月16日までに補助金を申請する。

### <軽減税率対応レジの導入等支援>

対象者：軽減税率に対応して区分経理等を行う必要がある中小の小売事業者等（※）

※ 旅館・ホテル・料亭等も広く対象になります。（平成31年1月1日から適用）

補助率：原則 3 / 4（※①、②）

※① 3万円未満のレジ購入の場合 4 / 5 補助

※② 平成31年1月1日から適用

補助上限：1台あたり20万円（※③）、券売機40万円（※④）

※③ 商品マスタの設定等が必要な場合にはプラス20万円で上限40万円

※④ 平成31年2月から券売機を補助対象化。

完了期限：2019年9月30日まで

## 2 受発注・請求書管理システムの改修等の支援

### ポイント チェックしよう！

- システムの改修・入替の必要性についてシステムベンダー等に確認する。
- 補助金の交付申請は原則代理申請となる。

#### <受発注システムの改修等支援>

対象者：軽減税率制度の導入に伴い電子的に受発注を行うシステムの改修や請求書管理システムの導入等を行う必要がある中小の小売事業者、卸売事業者等

補助率：3 / 4（※ 平成31年1月1日から適用）

補助上限：1000万円（発注システム）、150万円（受注システム）  
150万円（※請求書管理システム）

※ 平成31年2月から請求書管理システムを補助対象化。

完了期限：2019年9月30日まで

※システム会社に改修を依頼する場合は、2019年6月28日までに事前申請が必要